佐賀県告示第 238 号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から 次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

令和6年11月12日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 保安林予定森林の所在場所藤津郡太良町大字多良字次葉深 9352 番1 (次の図の示す部分に限る。)、9352 番 34
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町 に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県 農林水産部森林整備課及び太良町農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)